

私は、三井住友カード株式会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納代行会社
三井住友カード株式会社 (旧SMBCファイナンスサービス)

金融機関コード _____ 支店コード _____

ゆうちょ銀行以外の金融機関	金融機関名	銀行 信用金庫 農協 信用組合	支店名	支店御中
	預金種目	(1) 普通(総合) (2) 当座	口座番号 (右詰め7桁でご記入ください)	
	フリガナ			
口座名義人	※法人の場合は必ず代表者名・肩書きもご記入ください。			金融機関へのお届出印

振替日 **27日** (金融機関休業日の場合は翌営業日)

ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	記号(6桁目がある場合は※にご記入下さい)	番号(右詰め)	お届出印
	1 6 6 3 0 1		0 *		
	フリガナ				
口座名義人	※法人の場合は必ず代表者名・肩書きもご記入ください。				
払込日	27日 (ただし非営業日の場合は翌営業日)				
払込先口座番号	00110-5-58830	払込先加入者名	三井住友カード株式会社		

必ず届出印(銀行印)を鮮明にご捺印ください。(シヤチハタ不可)

ご住所(フリガナ)もご記入ください

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

— 預金口座振替規定 — (ゆうちょ銀行は除く)

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責による場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。

(不備返却事由)

1. 預金取引なし	3. 印鑑相違
2. 記載事項等相違 (店名、預金種目、口座番号、記号番号相違、口座名義)	4. その他 ()

(備考)

検印

印鑑照合

受付印

【収納企業使用欄】

ご住所	郵便番号	—
	電話番号	()
申込者	(印)	

必ずご記入、ご捺印ください。

収納企業名	大東建託協力会一人親方会関東支部	委託者コード	31212000
顧客コード			

<不備返送先(金融機関用)>
〒550-0014
大阪府大阪市西区北堀江
3-6-11
三井住友カード株式会社
Sライン口座振替係

(金融機関へのお願ひ)
この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、不備返却事由欄の該当項目に○印をつけて速やかに上記不備返却先へご送信下さい。